

## 原子力規制委員会組織規則の改正（案）

令和 4 年 3 月 16 日  
原子力規制庁

令和 4 年度機構・定員要求の結果を反映するとともに、原子力規制庁の所掌事務等に関する規定を整理するため、別紙のとおり原子力規制委員会組織規則を改正することとした。

### 1. 改正概要

#### (1) 令和 4 年度機構・定員要求の反映

- ア 首席技術研究調査官 5 人を首席技術研究調査官 1 人及び統括技術研究調査官 4 人に変更する。首席技術研究調査官については、所属を技術基盤グループの研究部門から技術基盤課に変更する（統括技術研究調査官は各研究部門に所属）。
- イ 核物質防護指導官を 1 人から 2 人に変更する。
- ウ 安全規制調整官を 9 人から 8 人に変更する。

#### (2) 放射線防護研究に関する規定の整理

放射線防護研究を技術基盤グループで行うため、技術基盤課及び放射線防護企画課の所掌事務並びに安全技術管理官の職務を変更する。

### 2. 施行時期

令和 4 年 4 月 1 日に施行する。

### 3. 備考

原子力規制庁組織細則（長官決定）についても定員要求の反映等所要の改正を行う。

#### ○核燃料廃棄物研究部門の所掌事務及び名称の変更

- ・放射線防護研究の追加、核燃料サイクル分野に係る研究のシステム安全研究部門への移管。
- ・名称を放射線・廃棄物研究部門に変更。

#### ○核燃料施設審査部門から研究炉等審査部門への業務の移管

- ・廃棄物埋設事業及びクリアランスに関する審査業務を移管。

#### ○火災対策専門官の所掌事務を変更し、職名を火災対策推進官に変更

（添付資料）

別紙：原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、別表により改正する。  
この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(技術基盤課の所掌事務)</p> <p>第五条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>。</p> <p>(放射線防護企画課の所掌事務)</p> <p>第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>(技術基盤課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>〔イ〜ニ 略〕</p> <p>二 「略」</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に<u>関すること</u>(総務課、監視情報課及び安全技術管理官の所掌に属するものを除く)。</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>六 第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること(監視情報課、安全技術管理官及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く)。</p> <p>(安全技術管理官の職務)</p> <p>第九条 安全技術管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>(技術基盤課の所掌事務)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術の調査及び研究に<u>関すること</u>。</p> <p>(放射線防護企画課の所掌事務)</p> <p>第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>。</p> <p>〔イ〜ニ 同上〕</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に<u>関すること</u>(総務課、技術基盤課及び監視情報課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>六 第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること(技術基盤課、監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く)。</p> <p>(安全技術管理官の職務)</p> <p>第九条 「同上」</p>

「一・二 略」  
三 原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に  
関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

（企画官及び首席技術研究調査官）

第十六条 技術基盤課に、企画官一人及び首席技術研究調査官一人  
を置く。

2 「略」

3 首席技術研究調査官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務の  
うち、技術に対する科学的評価並びに研究の動向の分析及び調査  
その他専門的事項に関する事務を行う。

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企  
画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査  
官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリ  
テイ専門官及び安全管理調査官）

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検  
察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官  
一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一  
人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官二人、上席核  
物質防護対策官二人、国際核セキユリテイ専門官一人及び安全管  
理調査官二人を置く。

「2 5 略」

6 統括技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさ  
どる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するもの  
を助ける。

7 「略」

8 上席技術研究調査官は、命を受けて、統括技術研究調査官の  
事務を補佐する。

「9 12 略」

「一・二 同上」  
「号を加える。」

（企画官）

第十六条 技術基盤課に、企画官一人を置く。

2 「同上」

「項を加える。」

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企  
画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査  
官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリ  
テイ専門官及び安全管理調査官）

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検  
察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官  
一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一  
人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官一人、上席核  
物質防護対策官二人、国際核セキユリテイ専門官一人及び安全管  
理調査官二人を置く。

「2 5 同上」

6 首席技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさ  
どる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するもの  
を助ける。

7 「同上」

8 上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の  
事務を補佐する。

「9 12 同上」

<p>〔安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官〕      第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官八人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔2～10 略〕</p>	<p>〔安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官〕      第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔2～10 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。